

## 千葉市基準該当サービス事業者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）、法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援（以下「基準該当居宅介護支援」という。）及び法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援（以下「基準該当介護予防支援」という。）の事業を行う者の登録に係る手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（基準該当居宅サービス事業者等に対する特例居宅介護サービス費等の支給等）

第2条 法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費又は法第54条第1項第2号に係る特例介護予防サービス費（以下「特例居宅介護サービス費等」という。）は、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が、基準該当居宅サービス又は基準該当介護予防サービス（以下「基準該当居宅サービス等」という。）の事業を行う者であって、この要綱に基づく市長の登録を受けたもの（以下「基準該当居宅サービス事業者等」という。）から基準該当居宅サービス等を受けた場合に支給するものとする。

2 特例居宅介護サービス費等の額は、基準該当居宅サービス等について法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当居宅サービス等に要した費用（基準該当通所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準省令」という。）第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。）又は基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のた

めの効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準省令」という。）第112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。）に要した費用については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第61条第1号イからハまで又は第84条第1号イからハまでに該当する費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅サービス等に要した費用の額とする。第6条第3項において「特例居宅介護サービス費等基準額」という。）の100分の90に相当する額とする。

（基準該当介護予防訪問介護事業者及び基準該当介護予防通所介護事業者の登録）

第3条 前条第1項の登録の申請を行うことのできる者は、次の各号に掲げる基準該当介護予防サービスの種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 訪問介護に係る基準該当介護予防サービス 平成18年3月31日において、この要綱に基づく市長の登録を受けている訪問介護に係る基準該当居宅サービスの事業を行う者
- (2) 通所介護に係る基準該当介護予防サービス 平成18年3月31日において、この要綱に基づく市長の登録を受けている通所介護に係る基準該当居宅サービスの事業を行う者

2 前条第1項の登録は、基準該当居宅サービスの種類及び当該基準該当居宅サービスの種類に係る基準該当居宅サービスの事業を行う事業所並びに基準該当介護予防サービスの種類及び当該基準該当介護予防サービスの種類に係る基準該当介護予防サービスの事業を行う事業所ごとに行う。

（特例居宅介護サービス費等の請求等）

第4条 基準該当居宅サービス事業者等からの請求に対する審査及び支払に関する事務は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する。

2 基準該当居宅サービス事業者等は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第2

0号。以下「請求省令」という。)の例により、特例居宅介護サービス費等の請求を行わなければならない。

- 3 基準該当居宅サービス事業者等は、特例居宅サービス費等を請求しようとするときは、介護保険特例居宅介護（介護予防）サービス費・特例居宅介護（介護予防）サービス計画費支給申請書（受領委任用）（様式第6号）を連合会に提出しなければならない。

（審査）

第5条 基準該当居宅サービス事業者等は、特例居宅介護サービス費等の支払に関して、法第41条第4項各号及び第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準並びに居宅サービス基準省令第2章第5節及び第7章第6節の規定並びに介護予防サービス基準省令第2章第6節及び第7章第6節の規定に照らして審査を受けるものとする。

（支払）

第6条 市長に対し、あらかじめ特例居宅介護サービス費等・特例居宅介護サービス計画費等の代理受領に係る申出書（様式第5号。以下「代理受領に係る申出書」という。）を提出している基準該当居宅サービス事業者等は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅サービス事業者等から基準該当居宅サービス等を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅サービス事業者等に支払うべき当該基準該当居宅サービス等に要した費用について、特例居宅介護サービス費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払を受けることができる。

- (1) 当該居宅要介護等被保険者が法第46条第4項の規定による指定居宅介護支援又は法第58条第4項の規定による指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ区長に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービス等が当該指定居宅介護支援又は当該指定介護予防支援に係る居宅サービス計画の対象と

なっているとき。

- (2) 当該居宅要介護等被保険者が法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援又は法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ区長に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービス等が当該基準該当居宅介護支援又は当該基準該当介護予防支援（以下「基準該当居宅介護支援等」という。）に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。
- (3) 当該居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅サービス等を含む基準該当居宅サービス等の利用に係る計画をあらかじめ区長に届け出ているとき。
- 2 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス費等の支給があったものとみなす。
- 3 基準該当居宅サービス事業者等は、その提供した基準該当居宅サービス等について、第1項の規定に基づき特例居宅介護サービス費等の支払を受ける場合は、当該基準該当居宅サービス等を提供した際に、当該要介護等被保険者から利用料の一部として、特例居宅介護サービス費等基準額から当該基準該当居宅サービス事業者等に支払われる特例居宅介護サービス費等の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。
- 4 区長が法第50条又は第60条の規定に基づき基準該当居宅サービス等に必要の費用を負担することが困難であると認めた居宅要介護等被保険者に対する第2条第2項の適用については同項中「100分の90」とあるのは「区長が別に定める割合」と、法第69条第1項の規定に基づき給付額減額等の記載を受けた居宅要介護等被保険者に対する第2条第2項の適用については同項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

（領収証）

第7条 基準該当居宅サービス事業者等は、基準該当居宅サービス等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

- 2 前項の領収証においては、基準該当居宅サービス等について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

(基準該当居宅介護支援事業者等に対する特例居宅介護サービス計画費等の支給等)

第8条 法第47条第1項第1号に係る特例居宅介護サービス計画費又は法第59条第1項第1号に係る特例介護予防サービス計画費(以下「特例居宅介護サービス計画費等」という。)は、居宅要介護等被保険者が、基準該当居宅介護支援等の事業を行う者であって、この要綱に基づく市長の登録を受けたもの(以下「基準該当居宅介護支援事業者等」という。)から基準該当居宅介護支援等を受けた場合に支給するものとする。

- 2 特例居宅介護サービス計画費等の額は、基準該当居宅介護支援等について法第46条第2項又は法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当居宅介護支援等に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅介護支援等に要した費用の額とする。)とする。

(基準該当介護予防支援事業者の登録等)

第9条 前条第1項の登録の申請を行うことのできる者は、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者(本市が指定した者を除く。)とする。

- 2 前条第1項の登録は、基準該当居宅介護支援及び基準該当介護予防支援の事業を行う事業所ごとに行う。

(特例居宅介護サービス計画費等の請求等)

第10条 基準該当居宅介護支援事業者等からの請求に対する審査及び支払に関する事務は、連合会に委託する。

- 2 基準該当居宅介護支援事業者等は、請求省令の例により、特例居宅介護サービス計画費等の請求を行わなければならない。
- 3 基準該当居宅介護支援事業者等は、特例居宅介護サービス計画費等を請求しようとするときは、介護保険特例居宅介護(介護予

防) サービス費・特例居宅介護(介護予防) サービス計画費支給申請書(受領委任用)を連合会に提出しなければならない。

(審査)

第11条 基準該当居宅介護支援事業者等は、特例居宅介護サービス計画費等の支払に関して、法第46条第2項及び法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「居宅介護支援基準省令」という。)第4章及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準省令」という。)第5章の規定に照らして審査を受けるものとする。

(支払)

第12条 市長に対し、あらかじめ代理受領に係る申出書を提出している基準該当居宅介護支援事業者等は、当該基準該当居宅介護支援事業者等から基準該当居宅介護支援等を受けることにつきあらかじめ区長に届け出をし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅介護支援事業者等から基準該当居宅介護支援等を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅介護支援事業者等に支払うべき当該基準該当居宅介護支援等に要した費用について、特例居宅介護サービス計画費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払を受けることができる。

2 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス計画費等の支給があったものとみなす。

(領収証)

第13条 基準該当居宅介護支援事業者等は、基準該当居宅介護支援等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を

交付しなければならない。

- 2 前項の領収証においては、基準該当居宅介護支援等について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス計画費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

(基準該当介護予防訪問介護事業者に係る登録の申請)

第14条 第3条第1項第1号の規定に基づき介護予防訪問介護に係る基準該当介護予防サービス事業者の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した基準該当介護予防サービス事業者・基準該当介護予防支援事業者登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。付表1-1及び付表1-2(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有する場合に限る。))を含む。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 申請者の定款
- (5) 事業所の平面図
- (6) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (11) 当該申請に係る特例介護予防サービス費の請求に関する事項
- (12) その他登録に関し市長が必要と認める事項

(基準該当介護予防通所介護事業者に係る登録の申請)

第15条 第3条第1項第2号の規定に基づき介護予防通所介護に係る基準該当介護予防サービス事業者の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書(付表2-1及び付表2-2(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有する場合に限る。))を含む。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有する場合は、当該施設を含む。)の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 申請者の定款
- (5) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
- (6) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (11) 当該申請に係る特例介護予防サービス費の請求に関する事項
- (12) その他登録に関し市長が必要と認める事項

(基準該当介護予防訪問介護事業者及び基準該当介護予防通所介護事業者の登録の基準)

第16条 市長は、前2条の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の登録をしない。

- (1) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、介護予防サービス基準省令で定める基準及び介護予防サービス基準省令で定める員数を満たしていないとき。

- (2) 申請者が、介護予防サービス基準省令に従って適正な基準該当介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、法第70条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けることができると認められるとき。
- (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、法及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、第24条又は第25条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (7) 申請者が、登録の申請前5年以内に基準該当居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (8) 事業所の管理者が第4号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

（基準該当介護予防支援事業者に係る登録の申請）

第17条 第9条第1項の規定に基づき介護予防支援に係る基準該当介護予防支援事業者の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書（付表3及び付表3（別紙）を含む。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (5) 事業所の平面図
- (6) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (7) 当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
- (8) 運営規程
- (9) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

- (10) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (11) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (12) 関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容
- (13) 当該申請に係る事業に係る特例介護予防サービス計画費の請求に関する事項
- (14) 次条第4号から第8号までに該当しないことを誓約する書面
- (15) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）の氏名、生年月日及び住所
- (16) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (17) その他登録に関し市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、基準該当介護予防支援事業者の登録を受けようとする者が市町村である場合は、登録申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（基準該当介護予防支援事業者の登録の基準）

第18条 市長は、前条の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の登録をしない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、介護予防支援基準省令で定める基準及び介護予防支援基準省令で定める員数を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、介護予防支援基準省令に従って適正な基準該当介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 申請者が、法及び介護保険法施行令第35条の2で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、法第115条の26の規定により指定又は第26条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

- (6) 申請者が、法第115条の26の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第115条の23の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7) 申請者が、登録の申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (8) 申請者の役員又はその事業所を管理する者その他の申請者の使用人であって、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理するもの（以下「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 第4号又は前号に該当する者
  - ウ 法第115条の26の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
  - エ 第6号に規定する期間内に法第115条の23の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- （登録の通知）

第19条 市長は、第2条第1項及び第8条第1項の登録を行ったときは、登録の申請をした者に対し、基準該当介護予防サービス事業者・基準該当介護予防支援事業者登録通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(登録の更新)

- 第20条 第2条第1項及び第8条第1項の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する通知がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有する。
  - 3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
  - 4 第16条の規定は基準該当居宅サービス事業者等に係る第1項の登録の更新について、第18条の規定は基準該当介護予防支援事業者に係る第1項の登録の更新について、法第79条第2項（第1号、第6号並びに第8号ハ及びニを除く。）の規定は基準該当居宅介護支援事業者に係る第1項の登録の更新について準用する。この場合において、法第79条第2項各号列記以外の部分中「都道府県知事」とあるのは「市長」と、「第46条第1項の指定」とあるのは「要綱第8条第1項の登録」と、「してはならない」とあるのは「しない」と、同項第5号中「第84条第1項又は第115条の29第6項の規定により指定」とあるのは「要綱第25条の規定により登録」と、同項第7号中「指定」とあるのは「登録」と、「居宅サービス等」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、同項第8号中「申請者の役員等のうちに」とあるのは「事業所の管理者が」と、「該当する者がある」とあるのは「該当する」と読み替えるものとする。
  - 5 第1項の更新の申請は、基準該当居宅サービス事業者等・基準該当居宅介護支援事業者等登録更新申請書（様式第7号）により行うものとする。
  - 6 第2項の更新の通知は、基準該当サービス事業者等・基準該当居宅介護支援事業者等登録更新決定通知書（様式第8号）により

行うものとする。

(変更の届出等)

第21条 基準該当居宅サービス事業者等は、登録に係る次の各号に掲げる事項に変更があったときは登録事項変更届出書(様式第2号)により、当該事由が発生した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所(訪問介護に係る基準該当居宅サービス事業者等にあつては、当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所、通所介護に係る基準該当居宅サービス事業者等にあつては、当該事業所の所在地以外の場所に当該事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 申請者の定款
- (4) 事業所(通所介護に係る基準該当居宅サービス事業者等にあつては、当該事業所の所在地以外の場所に当該事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び通所介護に係る基準該当居宅サービス事業者等にあつては、設備の概要
- (5) 事業所の管理者(訪問介護に係る基準該当居宅サービス事業者等にあつては、サービス提供責任者を含む。)の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (6) 運営規程
- (7) 当該申請に係る事業に係る特例居宅介護サービス費等の請求に関する事項

2 基準該当居宅介護支援事業者等は、登録に係る次の各号に掲げる事項に変更があったときは登録事項変更届出書により、当該事由が発生した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏名、生年月日、住所及び職名

- (3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (6) 運営規程
- (7) 当該申請に係る事業に係る特例居宅介護サービス計画費等の請求に関する事項
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

3 基準該当居宅サービス事業者等又は基準該当居宅介護支援事業者等（以下「基準該当サービス事業者」という。）は、登録に係る基準該当居宅サービス等又は基準該当居宅介護支援等の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、事業廃止（休止・再開）届出書（様式第3号）により、それぞれ当該事由が発生した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（報告等）

第22条 市長は、特例居宅介護サービス費等又は特例居宅介護サービス計画費等の支給に関して必要があると認めるときは、基準該当サービス事業者若しくは基準該当サービス事業者であった者若しくは当該登録に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「基準該当サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、基準該当サービス事業者若しくは当該登録に係る事業所の従業者若しくは基準該当サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該基準該当サービス事業者の当該登録に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第23条 市長は、基準該当サービス事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について、居宅サービス基準省令若しくは介護予防サービス基準省令（以下「居宅サービス基準省令等」という。）若しくは居宅介護支援基準省令若しくは介護予防支援基準省令（以下「居宅介護支援基準省令等」という。）で定める基準若しくは員数を満たしておらず、又は居宅サービス基準省令等若しくは居宅介護支援基準省令等に従って適正な基準該当居宅サービス等若しくは基準該当居宅介護支援等の事業の運営をしていないと認めるときは、当該基準該当サービス事業者に対し、期限を定めて、居宅サービス基準省令等若しくは居宅介護支援基準省令等で定める基準を遵守し、若しくは居宅サービス基準省令等若しくは居宅介護支援基準省令等で定める員数の従業者を有し、又は居宅サービス基準省令等若しくは居宅介護支援基準省令等を遵守すべきことを勧告することができる。

(基準該当居宅サービス事業者等の登録の取消し)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 基準該当居宅サービス事業者等が、第16条第4号、5号又は第8号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 基準該当居宅サービス事業者等が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、居宅サービス基準省令等で定める基準又は居宅サービス基準省令等で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- (3) 基準該当居宅サービス事業者等が、居宅サービス基準省令等で定める基準該当居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅サービス等の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 基準該当居宅サービス事業者等が、居宅要介護等被保険者の人格を尊重すること並びにこの要綱を遵守し、及び居宅要介護等被保険者のため忠実にその職務を遂行することができなくなった

とき。

- (5) 特例居宅介護サービス費等の請求に関し不正があったとき。
- (6) 基準該当居宅サービス事業者等が、第 22 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 基準該当居宅サービス事業者等又は当該登録に係る事業所の従業者が、第 22 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅サービス事業者等が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (8) 基準該当居宅サービス事業者等が、不正の手段により第 2 条第 1 項の登録を受けたとき。
- (9) 基準該当居宅サービス事業者等が、法及び介護保険法施行令第 35 条の 4 に定める法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (10) 基準該当居宅サービス事業者等が、第 2 条第 1 項の登録を受けた後、1 年を超える期間において基準該当居宅サービス等の提供を行わないとき。
- (11) 基準該当居宅サービス事業者等が、第 6 条第 1 項に規定する代理受領に係る申出書を提出しないとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、基準該当居宅サービス事業者等が、基準該当居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (13) 基準該当居宅サービス事業者等の管理者が、登録の取消し又は登録の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に基準該当居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(基準該当居宅介護支援事業者の登録の取消し)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 基準該当居宅介護支援事業者が、法第79条第2項第4号又は第8号イ若しくはロのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 基準該当居宅介護支援事業者が、当該登録に係る事業所の介護支援専門員の人員について、居宅介護支援基準省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- (3) 基準該当居宅介護支援事業者が、居宅介護支援基準省令に従って適正な基準該当居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 基準該当居宅介護支援事業者が、居宅要介護被保険者の人格を尊重すること並びにこの要綱を遵守し、及び居宅要介護被保険者のため忠実にその職務を遂行することができなくなったとき。
- (5) 特例居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。
- (6) 基準該当居宅介護支援事業者が、第22条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 基準該当居宅介護支援事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、第22条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (8) 基準該当居宅介護支援事業者が、不正の手段により第8条第1項の登録を受けたとき。
- (9) 基準該当居宅介護支援事業者が、法及び介護保険法施行令第35条の4に定める法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

- (10) 基準該当居宅介護支援事業者が、第8条第1項の登録を受けた後、1年を超える期間において基準該当居宅介護支援の提供を行わないとき。
- (11) 基準該当居宅介護支援事業者が、第12条第1項に規定する代理受領に係る申出書を提出しないとき。
- (12) 各号に掲げる場合のほか、基準該当居宅介護支援事業者が、基準該当居宅介護支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (13) 基準該当居宅介護支援事業者の管理者が、登録の取消し又は登録の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に基準該当居宅介護支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(基準該当介護予防支援事業者の登録の取消し)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 基準該当介護予防支援事業者が、第18条第4号又は第8号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 基準該当介護予防支援事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、介護予防支援基準省令で定める基準及び介護予防支援基準省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- (3) 基準該当介護予防支援事業者が、介護予防支援基準省令で定める基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は基準該当介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な基準該当介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 基準該当介護予防支援事業者が、居宅要 支援被保険者の人格を尊重すること並びにこの要綱を遵守し、及び居宅要支援被保険者のため忠実にその職務を遂行することができなくなったとき。
- (5) 特例介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

- (6) 基準該当介護予防支援事業者が、第22条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 基準該当介護予防支援事業者又は当該登録に係る事業所の従業員が、第22条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (8) 基準該当介護予防支援事業者が、不正の手段により第8条第1項の登録を受けたとき。
- (9) 基準該当介護予防支援事業者が、法及び介護保険法施行令第35条の4に定める法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (10) 基準該当介護予防支援事業者が、第8条第1項の登録を受けた後、1年を超える期間において基準該当介護予防支援の提供を行わないとき。
- (11) 基準該当介護予防支援事業者が、第12条第1項に規定する代理受領に係る申出書を提出しないとき。
- (12) 各号に掲げる場合のほか、基準該当介護予防支援事業者が、基準該当介護予防支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (13) 基準該当介護予防支援事業者の役員等のうちに、登録の取消し又は登録の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に基準該当介護予防支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(事業者情報の提供)

第27条 市長は、基準該当サービス事業者の情報（第21条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。）のうち、次の各号に掲げるものを千葉県、連合会、被保険者等に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地

- (2) 基準該当サービス事業者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 基準該当事業所番号
- (6) その他市長が必要と認める事項  
(補則)

第28条 この要綱で定めるもののほか、基準該当サービス事業者の登録等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する